

鹿児島市中央卸売市場業務条例の取引ルール等に係る見直し（案）概要

※共通のルールは、改正卸売市場法に定められている遵守事項であり、改正法を踏まえ作成しています。

番号	項目	現行	見直し方針案
1	差別的取扱の禁止 (卸売業者)	・卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは <u>売買参加者</u> に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。	・卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者 <u>その他の買受人</u> に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
2	受託拒否の禁止	・卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、 <u>その申込みが第48条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないこと</u> その他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。	卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、 <u>規則で定める正当な理由</u> がなければ、その引受けを拒んではならない。
3	卸売業者による売買取引の条件の公表	—	・卸売業者は、営業日、営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日、支払方法、奨励金等についてインターネット <u>その他の適切な方法</u> で公表しなければならない。
4	卸売業者による売買取引の結果等の公表	・卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、 <u>主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示</u> しなければならない。	・卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、 <u>主要な品目の数量及びその主要な産地をインターネットその他の適切な方法</u> により公表しなければならない。
	①その日の主要な品目の卸売予定数量		
	②その日の主要な品目の卸売の数量及び価格	・卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、 <u>主要な品目の卸売の数量及びその主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格</u> を公表しなければならない。	・卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、 <u>主要な品目の卸売の数量及びその主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格をインターネットその他の適切な方法</u> により公表しなければならない。
	③その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額 ④その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額	—	・卸売業者は、毎月、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額、及び奨励金等の種類ごとの交付額をインターネット <u>その他の適切な方法</u> により公表しなければならない。

番号	項目	現行	見直し方針案
5	第三者販売	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。 ・ただし、残品が生ずるおそれがある場合など市長が許可した場合はその限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売(以下「第三者販売」という。)をしたときは、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。 ・第三者販売は、本市場の取引の秩序をみだすおそれがあるものであってはならない。
6	その他 の 取 引 ル ー ル	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしてはならない。 ・ただし、市長が指定する場所にある物品の卸売をする場合などはその限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
7	直荷引き	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、物品の販売の委託の引き受けをしてはならない。 ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売してはならない。 ・ただし、卸売業者から仕入れることが困難な場合など市長が許可した場合などはこの限りでない。 ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売したときは、市長に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売(以下「直荷引き」という。)をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 ・直荷引きは、本市場の取引の秩序をみだすおそれがあるものであってはならない。
8	卸売業者の買受物品の制限、自己買受けの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売をした物品について、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者、売買参加者から販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。 ・卸売業者は、卸売の相手方として取扱品目の物品を買い受けてはならない。 	<p style="text-align: center;">廃止</p>

番号	項目	現行	見直し方針案
9	開設区域内における販売の届出	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、開設区域内において許可に係る品目の卸売の業務以外の販売をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 仲卸業者は、開設区域内において許可に係る品目の仲卸しの業務以外の販売をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 	廃止
10	<p>その他の取引ルール</p> <p>決済の確保 (市場における売買取引の支払方法)</p> <p>決済の確保 (仲卸業者への支払期限)</p>	<p>仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその消費税額等に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。</p> <p>仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対して、できるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p>	<p>仲卸業者その他の買受人は、卸売業者から、買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその消費税額等に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。ただし、支払猶予及び支払方法の特約をしたときは、その特約において定められた期日、方法により支払わなければならない。</p> <p>仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金を即日支払わなければならない。ただし、仲卸業者があらかじめ物品を買い受けた者と支払猶予及び支払方法の特約をしたときは、その特約において定められた期日、方法により支払わなければならない。</p>
11	受託契約約款の承認手続	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、受託契約約款を定めるとき、変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 開設者は、承認をしたときは、遅延なく、農林水産大臣に届け出なければならない。 卸売業者は、承認を受けた受託契約約款を卸売場又は事務所内に掲示しなければならない。 	廃止
12	売買仕切金の前渡し等の承認手続	卸売業者は、出荷者に対し、①売買仕切金を前渡ししようとするとき、②売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れようとするとき、又は③出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。	廃止

番号	項目	現行	見直し方針案
13	その他の取引	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。 ・卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。 ・卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。 ・奨励金を交付しようとする卸売業者は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。 ・卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、差止め又は変更を命ずることができる。
14	引	<ul style="list-style-type: none"> ・委託手数料の率を定める場合や変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、委託手数料の率を定める場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。また、変更するときも同様とする。 ・卸売業者が定める委託手数料の率は、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じたり、公正かつ適正な取引又は卸売業者の財務の健全性が損なわれることにより生鮮食品等の円滑な供給に支障が生じたりする等のおそれがあるものであってはならない。
15	卸売業者の許可・取消し・譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の卸売市場法に条文が規定されている。(法第15条～25条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・取消し、譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割に係する条文を定める。
16	市場運営協議会 市場取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として市場運営協議会を置く。 ・市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、市場及び取扱品目の部類ごとに市場取引委員会を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会は、引き続き業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置する。 ・市場取引委員会に替わり、取引に関する事項について、より柔軟に対応するため市場関係者で組織する協議機関を設置する。